

令和7年度 愛知県優秀技能者（あいちの名工）表彰要領

1 趣旨

この要領は、愛知県優秀技能者（あいちの名工）表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 表彰の概要

（1）表彰の目的

優秀な技能者を表彰することにより、技能者に対する社会一般の認識を高めるとともに、技能者の社会的地位及び技能水準の向上を図ることを目的とする。

（2）表彰の方法

表彰は、毎年11月に、知事が賞状を授与して行う。

（3）表彰の基準

この表彰を受けることができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

ア 県内の事業所に勤務する者（事業を営む者を含む。）であること。

イ 別表の職種の業務に従事する者であること。

ウ 表彰の行われる日において、現役の技能労働者として従事している者であること。

エ その者の有する技能が、次のいずれにも該当すること。

（ア）1級技能士又はこれと同等以上の技能を有していること。

（イ）極めて優秀な製品の製作又は建造をした等の評価、実績を有していること。

オ その者の有する技能を通じて、次のいずれかにより社会に貢献した者であること。

（ア）後進の指導育成に努め、技能水準の向上に著しい功績を収めた者であること。

（イ）作業の改善に努め、生産性の向上に著しく寄与した者であること。

（ウ）文化財等の保存に貢献した者であること。

（エ）伝統的工芸品その他これに類する製品の製作又は建造に従事する職種に従事し、その工法の伝承に努めた者であること。

カ 社会人として模範と認められる者であること。

なお、過去において、科料以上の刑罰（道路交通法違反による罰金も含む。ただし、反則金は除く。）に処せられたことのない者であること。

キ 過去において、本表彰を受けていない者であること。

3 被表彰者の選定方法

（1）被表彰候補者の推薦

市町村長、商工会議所会頭（商工会長）及び産業団体等の長は、表彰の基準に該当する者について、次により知事に推薦するものとする。

ア 提出書類

（ア）愛知県優秀技能者（あいちの名工）被表彰候補者推薦書（様式1）

（イ）被表彰候補者ごとに作成した、推薦調書（様式2）

（ウ）被表彰候補者の功績（概要）（様式3）

※個人情報の取扱いについて

推薦調書等によって入手した個人情報は、優秀技能者の選定、表彰及びその後の現況確認のみに使用し、他の目的には使用しない。ただし、受賞者について、顕彰のために、原則として、職種、氏名、年齢、現住所、所属事業所・職名等、功績の概要を公表し、また、行政等の広報誌、ホームページ等に掲載する予定であるので、あらかじめ被推薦者に説明を行い、同意を得ること。

イ 提出期間

2025年5月15日（木）から6月30日（月）まで（当日消印有効）

（※ただし、愛知県庁へ持参の場合は、2025年6月30日（月）午後5時まで）

（2）被表彰者の選定

ア 表彰を受ける者は、前項の推薦に基づき、知事が選定する。

イ 知事は、選定を行うに当たっては、愛知県優秀技能者（あいちの名工）表彰審査委員会の意見を聞くものとする。

ウ 愛知県優秀技能者（あいちの名工）表彰審査委員会に関し、必要な事項については別に定める。

（3）推薦・問合せ先

愛知県労働局産業人材育成課 技能振興グループ

電話052-954-6375(ダイヤルイン)

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県庁本庁舎2階